ACSES ニュースレター_２４３０号（2011 年 6 月 21 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇足利で工場火災<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、リチウム電池内蔵充電器)<消費者庁>
・「2021 年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を公表します<厚生労働省>
・福井大、論文 6 本「不適切」認定　教授ら関与で調査／福井大、論文 6 本「不適切」認定　教授ら関与で調査委<Web 報道>／金沢大、浜松医大の元教授も関与　福井大査読偽装、計 6 本に<新聞報道>
◇事故、事件の続報
・ウェブ採用試験替え玉疑い再逮捕　関西電力社員、3 回目<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・大阪市北区ビル火災を踏まえた避難行動に関するガイドラインの公表<総務省消防庁>
・新潟県村上市で発生した工場火災に係る消防庁長官の火災原因調査　中間報告の公表<総務省消防庁>
・自転車のヘルメット着用、23 年 4 月から義務化　全利用者に対象拡大／自転車のヘルメット着用、来年 4 月から「努力義務」に　罰則はなし<新聞報道>
・雑踏事故、「復興知」の共有を　関学大災害復興研所長の山泰幸教授<新聞報道>
・「731 部隊」証言の展示見送り　飯田市の判断に市民団体反発<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・公共施設に広がる再エネ　脱炭素、災害時も活用<Web報道>
[大震災対策]
・南海トラフ地震 医療チームの被災地派遣は必要数の3割余の想定<放送報道>
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２０報）<厚生労働省>
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２１報）<厚生労働省>
[原子力施設全般]
・大飯原発3号機が運転再開　定期検査で停止、福井<Web報道>
・美浜原発3号機、運転差し止め認めず　稼働中「40年超」　大阪地裁<新聞報道>
・原発賠償、貸付枠上限迫る　東電支払い「数千億円増」<Web報道>
・フランス新型原発、また稼働延期　24年半ばに、12年の遅れ<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道
[3] PFOS を「指定物質」に　漏出時に報告義務、米軍基地は対象外<新聞報道>
[4] 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射

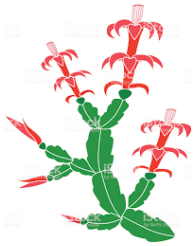

蝦蛄葉仙人掌（シャコバサボテン）

性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（原子力規制委員会告示第５号）〈官報〉
[5] 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 205 号）〈官報〉
[6] 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」 の閣議決定について〈環境省〉
[7] 健康安全
◇「加熱式たばこの健康リスクが軽視されている」　研究者が警鐘鳴らす影響とは〈新聞報道〉
[8] 医薬品
◇薬剤師の常駐義務を緩和、ロキソニンなどオンライン面談で販売可に…政府方針〈新聞報道〉
[9] 農薬
◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法〈厚生労働省〉
[10] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（中国産くわい、その加工品）〈厚生労働省〉
[11] 廃棄物関係
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づく再商品化計画の認定について〈環境省〉
◇救える「命」と生かせる「商品」の架け橋に 「PET LIFE SUPPORT プロジェクト」 試験運用の開始について〈環境省〉
[12] 温暖化対策関係
◇排出量取引制度、適用拡大へ　暖房、自動車燃料は２７年―ＥＵ合意〈Web 報道〉
◇温室効果ガス排出削減等指針に係る基礎的な技術情報（ファクトリスト）への Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）について〈環境省〉
◇J-クレジット制度を活用し、カーボンニュートラルに向けて対象となる取組を拡充します＜経済産業省〉
[13] 環境安全関係
◇伊勢湾・大阪湾における底層溶存酸素量に係る 水質環境基準の水域類型の指定について〈環境省〉
・海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（環境省告示第 93 号）〈官報〉
[14] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査結果］　１件
[15] その他省庁発表　　５件
[16] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
[17] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：12 件　　◇その他：３件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇足利で工場火災

＜下野新聞　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/677276

19 日午後９時半ごろ、足利市南大町の神棚製造工場で「建物から煙が見える」と近隣住民から 119 番があった。鉄骨平屋の木材加工場約 33・95 平方メートルを焼いた。

足利署が出火原因を調べている。

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、リチウム電池内蔵充電器)

＜消費者庁　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031592/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221220_01.pdf

特記事項:

・ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)及びヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

・株式会社メテックスが輸入したリチウム電池内蔵充電器のリコール(無償点検)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件：なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：13 件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、ラジオコントロール玩具１件、照明器具１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、映像録画装置（防犯カメラ用）１件、リチウム電池内蔵充電器２件、除湿機１件、電気あんか１件、電動アシスト自転車３件)

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うち照明器具１件、延長コード１件、凍結防止用ヒーター（水道用）１件、配線器具（コード付キーレスソケット）１件、電動アシスト自転車１件)

・**「2021 年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を公表します**

＜厚生労働省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024_00012.html

厚生労働省は、本日、「2021年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を公表します。

本報告は、一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット及び公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て家庭用品による健康被害の情報を収集し、それらの情報をとりまとめているものです。「皮膚障害」及び「吸入事故等」の２分野に関する報告で構成されており、それぞれのポイントは以下のとおりです。

【 報告のポイント 】

■皮膚障害

・家庭用品による皮膚障害の報告全数は74件でした。

・報告件数で多かった家庭用品は上から順に、ピアス（13件)、除菌剤（手指）(12件)、ネックレス（10件）でした。

■吸入事故等

・家庭用品による吸入事故等の報告全数は68件でした。

・報告件数で多かった家庭用品は上から順に、洗浄剤(住宅用・家具用）(14件)、殺虫剤（12件)、防虫剤（７件）でした。

なお、ポイントの詳細等は別添の「2021年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告の概要」をご参照下さい。

（別添）2021年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告の概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11124000/001023950.pdf

2021年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

https://www.mhlw.go.jp/content/11124000/001023951.pdf

・福井大、論文６本「不適切」認定　教授ら関与で調査委

＜共同通信　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.47news.jp/news/8708298.html

福井大「子どものこころの発達研究センター」の友田明美教授が、国際学術誌に投稿した自分の論文の「査読」に関わったとされる問題で、福井大の調査委員会が、友田教授らの論文計６本で「不適切な行為」があったと認定したことが 18 日、分かった。調査委は近く、調査結果を公表する。

調査委は、データの捏造などの研究不正はなく、不適切な査読があった論文自体には問題はないと判断。関係者によると、再発防止策として研究者の倫理教育を強化する。

友田教授は査読を担った千葉大教授とメールでやりとりをしていたことが既に判明。オランダと米国の学術出版大手２社が計２本の撤回を表明している。

・福井大、論文６本「不適切」認定　教授ら関与で調査委

＜共同通信　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.47news.jp/news/8708298.html

福井大「子どものこころの発達研究センター」の友田明美教授が、国際学術誌に投稿した自分の論文の「査読」に関わったとされる問題で、福井大の調査委員会が、友田教授らの論文計６本で「不適切な行為」があったと認定したことが 18 日、分かった。調査委は近く、調査結果を公表する。

調査委は、データの捏造などの研究不正はなく、不適切な査読があった論文自体には問題はないと判断。関係者によると、再発防止策として研究者の倫理教育を強化する。

友田教授は査読を担った千葉大教授とメールでやりとりをしていたことが既に判明。オランダと米国の学術出版大手２社が計２本の撤回を表明している。

・金沢大、浜松医大の元教授も関与　福井大査読偽装、計６本に

＜毎日新聞　2022 年 12 月 20 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221219/k00/00m/040/178000c

福井大教授が、査読を担った千葉大教授と協力し、投稿した学術論文の査読に自ら関与する「査読偽装」をした問題で、金沢大と浜松医大の元教授も査読者として査読偽装に関与していたことが関係者の話でわかった。福井大の調査委員会は、この２人についても不適切な行為に関与したと認定した。

調査委は、浜松医大の元教授が査読者になった論文１本についても査読に操作があったと新たに認定。査読偽装の論文は計６本になった。

論文を投稿したのは、福井大子どものこころの発達研究センター長の友田明美教授。千葉大社会精神保健教育研究センター副センター長の橋本謙二教授と協力して査読偽装をしたと調査委が認定したことが判明している。

論文の作成に関わった研究者によると、友田教授は他にも、…

◇***事故、事件の続報***

・ウェブ採用試験替え玉疑い再逮捕　関西電力社員、３回目

＜共同通信　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/8710107.html

企業の採用を巡るウェブテスト替え玉事件で、警視庁サイバー犯罪対策課は 19 日までに、コンサルティング会社などのテストを代わりに受けたとして、私電磁的記録不正作出・同供用の疑いで、関西電力社員の田中信人容疑者（28）＝大阪市北区＝を再逮捕した。逮捕は３回目。

また、田中容疑者に受験を依頼したとして、同容疑で大学４年の男子学生２人＝いずれも東京都＝を書類送検した。

再逮捕容疑は３月、男子学生２人の代わりにコンサルティング会社など２社のウェブテストを受験した疑い。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・大阪市北区ビル火災を踏まえた避難行動に関するガイドラインの公表

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 16 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221216_yobou_2.pdf

令和３年 12 月 17 日に大阪市北区において発生したビル火災を受け、消防庁が国土交通省と合同で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、直通階段が一つの建築物における防火・避難対策の検討を行い、令和４年６月 28 日に報告書がとりまとめられました。

本報告書を受け、今般、消防庁では「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したことから、公表します。

１ ガイドラインの趣旨

直通階段が一つの建築物を対象に、在館者が直通階段を使用して避難することが困難になった場合における退避区画※を使用した退避・避難行動等及びその留意事項並びに火災発生のリスク及び被害軽減のための日常における施設や設備の維持管理について示した。

※ 退避区画は、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」のことをいう。退避区画の満たすべき基準は国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に示されている。なお、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」は国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/）に公表されます。

２ ガイドラインのポイント

① 火災発生時の基本行動

火災発生時における初期消火、避難、通報に関する基本的な実施事項について記載した。大阪市北区ビル火災のように直通階段を使用できない場合における、避難上有効なバルコニーを使用した避難や直通階段から離れた位置にある居室等からの避難など、状況に応じた避難方法について示した。

② 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」の防火避難対策を講じた建築物における退避・避難行動（退避区画を使用した退避・避難行動）（別紙参照）国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に基づく退避区画を使用した退避・避難方法について記載した。具体的には、階段室に煙が充満している場合や火災進展が極めて速い場合など、直通階段や避難上有効なバルコニーが使用できない際の退避区画への誘導方法や退避区画内で実施すべき事項等について示した。

③ 火災発生のリスク及び被害軽減のための対策

火災発生のリスク及び被害軽減のための対策として、建物の関係者が日常的に実施すべき事項について記載した。具体的には、「竪穴部分の維持管理」、「退避区画の維持管理」、「階段、廊下、避難口その他避難上必要な施設の維持管理」、「防火対象物点検報告の実施」、「消防用設備等の点検報告の実施」及び「放火防止対策の徹底」について示した。

３ その他

ガイドラインの全文は、総務省消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載します。

・新潟県村上市で発生した工場火災に係る消防庁長官の火災原因調査　中間報告の公表

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 16 日＞

消防庁では、令和４年２月１１日に新潟県村上市で発生した工場火災について、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３５条の３の２に基づく消防庁長官の火災原因調査を行いました。

このたび、火災原因調査の中間報告を公表します。

１ 火災概要

⑴ 発生日時等

ア 発生日時 令和４年２月11 日（金）23 時 35 分頃

イ 鎮圧日時 令和４年２月12 日（土）８時45 分

ウ 鎮火日時 令和４年２月12 日（土）11 時 10 分
⑵ 発生場所
新潟県村上市長政63 番地１　三幸製菓株式会社 荒川工場 F スタジオ
⑶ 死傷者
死者 ６名 負傷者 １名
２ 中間報告の概要
⑴ 出火場所
発見者の供述、屋外カメラの映像、焼損の見分状況から、工場北西にある焼き工程部分の３号機上段にある乾燥機の西側内部が出火場所である可能性が最も高いと考えられる。
⑵ 出火原因
乾燥機内に堆積した油分を含んだ煎餅カスが乾燥機及び焼釜から熱を受け、さらに、油分の酸化反応による酸化熱も加わったことで発火点に達し、出火原因となった可能性が最も高いと考えられる。
⑶ 延焼拡大要因
天井に吹き付けられた発泡ポリウレタンが、延焼拡大要因となった可能性が最も高いと考えられる。
――――――――――

・自転車のヘルメット着用、23 年４月から義務化　全利用者に対象拡大
＜毎日新聞　2022 年 12 月 20 日＞
https://mainichi.jp/articles/20221220/k00/00m/040/016000c
改正道路交通法の施行期日に関する政令が 20 日に閣議決定され、2023 年４月１日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務づけられることが決まった。罰則のない努力義務となる。すでに 13 歳未満の子どもについては、保護者に着用させる努力義務が課せられているが、対象が拡大されることになる。
警察庁によると、17～21 年に自転車乗車中の事故で亡くなった 2145 人のうち、約６割の 1237 人は頭部に致命傷を負っていた。死傷者数に占める死者の割合を示す「致死率」は、着用者が０・26％だったのに対し、未着用者は約２・２倍の０・59％だった。
民間の啓発団体「自転車ヘルメット委員会」が 20 年７月に約１万人を対象に実施したインターネット調査では、ヘルメットの着用率の全国平均は 11・2％だった。13 歳未満が 63・1％だったのに対し、13～89 歳は７・2％にとどまる。
都道府県別では、愛媛 29％▽長崎 26％▽鳥取 18％――の順に高かった一方、和歌山は４％、北海道は２％とばらつきがあった。ヘルメット着用を義務づける条例などを制定している自治体では取り組みが進んでいるとみられる。今回、全国一律に義務化することで一層の着用促進を図る。

・自転車のヘルメット着用、来年４月から「努力義務」に　罰則はなし
＜朝日新聞　2022 年 12 月 20 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQDN2V52QDMUTIL00B.html
自転車に乗る人全員に、来年４月１日からヘルメットの着用の努力義務が課されることになった。改正道路交通法の実施日を定める政令が 20 日の閣議で決定された。警察庁は「ヘルメットは死亡などを防ぐ大きな効果がある」として利用を呼びかけている。ただ、罰則はなく、着用する人が少ない中でどう普及を図っていくかが課題だ。
自転車乗車時のヘルメットは、2008 年に実施された改正道交法で 13 歳未満の児童や幼児が乗る時にかぶらせるよう保護者らへの努力義務が定められた。今年４月に成立した新たな改正法では、自転車を運転する人全員に対象を広げ、「かぶるよう努めなければならない」と規定した。
昨年作成された政府の第 11 次交通安全基本計画などでも全利用者に着用を促すべきだとされたことをふまえた改正という。
警察庁によると、交通事故で…
――――――――――

・雑踏事故、「復興知」の共有を　関学大災害復興研所長の山泰幸教授
＜朝日新聞　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDL7HMHQD8PIHB002.html
関西学院大学災害復興制度研究所（兵庫県西宮市）所長で韓国にも詳しい山泰幸（やまよしゆき）教授（52）が、158 人が犠牲になる雑踏事故が起きたソウルの繁華街・梨泰院（イテウォン）の現場を訪れた。未曽有の事故の背景やこれからの課題について山教授に聞いた。
山教授は研究交流のためソウル大学などを訪問。事故からちょうど 1 カ月の 11 月 29 日に現場を訪ねた。
「地下鉄梨泰院駅の 1 番出口を出て 10 メートルほどのところに現場の路地があります。これほど大勢が犠牲になったのが信じられないほど狭い路地です。慰霊や追悼で訪れる人はいますが、重々しい雰囲気で辺りは閑散としていました」
「道ばたに花束が供えられ、壁には犠牲者を悼むメッセージを記した付箋（ふせん）紙などがびっしりと貼ってありました。韓国語だけでなく英語や中国語、日本語もあり、外国人犠牲者（14 カ国 26 人）の多さを示しています」
ソウルを東西に流れる漢江（ハンガン）にも近い梨泰院は、若者が解放感を味わう象徴的な場になっていた。
「梨泰院のある龍山地域には日本の植民地支配下では日本軍、解放後は米軍が駐屯しました。米兵相手のクラブやバーなどが立ち並んでいた梨泰院にやがて多国籍の外国人や性的マイノリティーも集まるようになり、飲食店も国際色豊かになりました。最近はネットドラマ『梨泰院クラス』のヒットもあり、若者の街に変貌（へんぼう）しました」
事故はハロウィーンで人が密集する中で起きた。犠牲者の多くは 20 代から 30 代の若者だった。
「集まった若者らにとっては 3 年に及ぶコロナ禍での長い自粛と抑圧状態から解放され、もとの生活が戻ってきたと『復興感』を味わえる貴重な場でした」
「ハロウィーンは若者らにとって『象徴的復興』であり、行政にはそうした『復興儀礼』を適切に管理する責任があります。限られた空間で人の塊が発生し得ることは十分予想できたのに、現代的な祭りのもつ意味への理解不足が、警察の警備体制や行政の対応の不備につながったとみています」
今回の雑踏事故は韓国社会では「梨泰院惨事（チャムサ）」と呼ばれ、「災難（チェナン）（災害）」として認識されている。
「日本に比べて地震などの自然災害が比較的少ない韓国では、ビルや橋の崩落、地下鉄火災など大勢の犠牲者を出した人為的事故や感染症拡大も『災難（災害）』と呼んでいます。今回も犠牲者や負傷者は災害の被害者ととらえられ、遺族も含む『人間の復興』が課題になります」
研究所では、11 月 8 日に韓国の専門家 3 人とオンラインで緊急座談会を開いた。
「参加者の 1 人は、修学旅行中の高校生ら約 300 人の死者が出た 2014 年のセウォル号沈没事故と犠牲者の世代が重なり、韓国社会の受けた衝撃は大きいと指摘しました。SNS で現場の動画が拡散し、それを目にした多くの人々が精神的苦痛を訴え、行政機関が心の相談に応じています。SNS 時代特有のトラウマへの対応も課題になっています」
研究所では引き続き雑踏事故と向き合う方針だ。
「梨泰院での事故後、日本では 01 年 7 月の明石花火大会歩道橋事故が想起されました。再発防止に向けた真相究明や責任追及、被害者支援など日本の経験で得た『復興知』の共有が求められます」
「韓国では経済発展より人命を重要視する意識が高まっていますが、梨泰院で問題になった違法建築など安全のためのインフラや環境整備は追いついていません。安全な社会に関する学術交流にも韓国の関係機関と協力して取り組むつもりです」

・「731 部隊」証言の展示見送り　飯田市の判断に市民団体反発
＜共同通信　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.47news.jp/news/8706944.html
長野県飯田市が 5 月にオープンした平和祈念館で、太平洋戦争中に満州（現中国東北部）で活動した旧関東軍防疫給水部（731 部隊）の元隊員が「人体実験を行っていた」などと証言した記録の展示が見送られている。市教委は「公の施設として内容を判断した」と理由を説明するが、証言資料を提供した市民団体は反発し交渉を継続。専門家は「史実の隠蔽だ」と批判している。

731 部隊は戦時中に細菌兵器の開発を進めていたとされる。「平和資料収集委員会」代表で同市の吉沢章さんによると、展示が見送られているのは長野県南部の元隊員 4 人の証言。捕虜に対して人体実験を行ったなどとする内容だった。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・公共施設に広がる再エネ　脱炭素、災害時も活用

＜共同通信　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.47news.jp/news/8703377.html

地震や水害といった自然災害が相次ぐ中、環境省は、避難所となる公共施設や災害時に司令塔機能を果たす役場への太陽光パネルなどの再生可能エネルギー導入を進めている。停電しても利用でき、脱炭素化とともに災害対応にも活用してもらう。2020 年度に始めた設置費用の補助事業は昨年度末時点で、26 自治体の計 114 施設で利用された。

最大震度 6 強を観測した今年 3 月の福島県沖の地震では、広範囲で停電が発生。福島県桑折町の町役場は導入した太陽光パネルと蓄電池を活用して避難者を受け入れ、携帯電話の充電スポットも設けた。

[大震災対策]

・南海トラフ地震 医療チームの被災地派遣は必要数の 3 割余の想定

＜NHK　2022 年 12 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221221/k10013929511000.html

南海トラフ地震が起きたとき、被災地で医師が大幅に不足するという新たな調査結果です。

東海から九州にかけて甚大な被害が出た場合、全国からすぐに被災地に派遣することのできる医療チームが必要な数の 3 割余りにとどまると想定されることが、救命救急医の研究グループの試算でわかりました。

南海トラフ地震が起きると最悪の場合、建物の倒壊や津波などによる死者が 32 万 3000 人、けが人が 62 万 3000 人にのぼると想定されています。

甚大な被害の中、必要とされるのが全国からの医療支援です。

災害派遣医療チーム「DMAT」の阿南英明医師らのグループは、特に甚大な被害が想定される東海から九州にかけての 10 県で必要な医療支援と、派遣が可能な医療チームの数を試算しました。

医療チームは、1 チーム当たり医師や看護師など 4 人で構成されます。

試算の結果、10 の県で必要とされる医療チームの数は、災害拠点病院や指揮の拠点となる県庁などであわせて 1756 チームにのぼりました。

これに対し、全国からすぐに陸路での派遣が可能な医療チームの数が 35 都府県の 600 チームと、必要な数の 34%にとどまることがわかりました。

このうち、高知県では必要な 150 チームに対し派遣できるのが 41 チーム、

徳島県では必要な 120 チームに対し派遣できるのが 32 チームといずれも 27%にとどまりました。

また、愛知県でも必要な 366 チームに対し派遣できるのが 106 チームで 29%となるなど、10 の県すべてで、派遣できるチームは必要なチームの 50%未満と試算されています。

さらに実際の災害では、道路が寸断されて到着に時間がかかる場合や、自分の地域の被災状況を確認したあとでなければ医師を派遣できない地域もあるため、活動できるチームはさらに少なくなると見られます。

阿南医師は、「南海トラフ地震は被災エリアが非常に広いため、医療チームがすぐに支援できない可能性がある。支援が届くまでの間に被災地で医療を継続できる態勢を作っていくことが求められている」と指摘しています。

研究グループの試算 10 県の結果

研究グループが試算した 10 県の結果の詳細です。

必要となる医療チームの数に対し、ほかの都道府県から派遣できるチームの率が低い順に並べています。

▽高知県では必要な 150 チームに対し派遣できるのが 41 チームで 27%。

▽徳島県では必要な 120 チームに対し派遣できるのが 32 チームで、27%。

▽愛知県では必要な 366 チームに対し派遣できるのが 106 チームで 29%。

▽宮崎県では必要な 194 チームに対し派遣できるのが 57 チームで、29%。

▽愛媛県では必要な 180 チームに対し派遣できるのが 57 チームで、32%。
▽和歌山県では必要な 146 チームに対し派遣できるのが 52 チームで、36%。
▽大分県では必要な 114 チームに対し派遣できるのが 46 チームで、40%。
▽静岡県では必要な 254 チームに対し派遣できるのが 106 チームで 42%。
▽香川県では必要な 102 チームに対し派遣できるのが 43 チームで、42%。
そして
▽三重県では必要な 130 チームに対し派遣できるのが 60 チームで、46%でした。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２０報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29735.html
１　自治体の検査結果
青森県、岩手県、宮城県、仙台市、埼玉県、千葉県、文京区、新潟県、山梨県、長野県、愛知県、徳島県
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※　基準値超過　なし

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２１報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29907.html
１　自治体の検査結果
札幌市、岩手県、仙台市、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、岐阜市、大阪市
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・大飯原発 3 号機が運転再開　定期検査で停止、福井
＜共同通信　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8700810.html
関西電力は 16 日、定期検査で停止していた大飯原発 3 号機（福井県おおい町）の原子炉を起動し、運転を再開した。発送電を 18 日に開始し、来年 1 月 12 日に営業運転に入る見込み。
大飯 3 号機は 8 月 23 日に定検に入った。定検では配管の一部を取り換えたほか、炉心の燃料集合体 193 体のうち 73 体を交換した。点検した設備に異常はなかった。
福井県内では大飯 4 号機、美浜 3 号機（美浜町）、高浜 3、4 号機（高浜町）が営業運転中。

・美浜原発 3 号機、運転差し止め認めず　稼働中「40 年超」　大阪地裁
＜毎日新聞　2022 年 12 月 20 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221219/k00/00m/040/107000c
運転開始から 40 年を超えて稼働している関西電力美浜原発 3 号機（福井県美浜町）について、大阪地裁（井上直哉裁判長）は 20 日、運転の差し止めを認めない仮処分決定を出した。稼働中の「40 年超原発」の運転可否を巡る初の司法判断として注目されていた。
仮処分は、福井、滋賀、京都 3 府県の住民 9 人が申し立てた。住民側は決定を不服として、大阪高裁に即時抗告する可能性もある。

原発の運転期間を巡っては2011年の東日本大震災に伴う東京電力福島第1原発事故後、「原則40年、最長20年延長」と定めるルールができた。美浜3号機は福島事故後に定期検査で運転を停止していたが、21年6月に40年超原発として再稼働した。国内で唯一稼働中の40年超原発としても知られている。

住民側は関電が3号機の耐震設計で想定する最大の揺れ（基準地震動）について、原発周辺の活断層の影響を正確に反映していないと主張。老朽化に伴う想定外の劣化で重大事故を起こす危険性が高まっているうえ、周辺自治体の避難計画には不備があると訴えた。

関電側は国の原子力規制委員会に運転延長の認可を申請する際、震源として想定する断層の長さや面積を大きく見積もって基準地震動を策定したと反論。「必要な対策を講じており、安全性は十分に確保されている」として申し立てを退けるよう求めていた。

一方、経済産業省は11月、60年超の原発運転を可能とする新ルール案を公表。現在は最長60年としているが、規制委の安全審査などで停止した期間を算入せず、実質的に60年超の運転を容認する内容。政府は年末の「グリーントランスフォーメーション（GX）実行会議」で正式決定する見通しになっている。

・<u>原発賠償、貸付枠上限迫る　東電支払い「数千億円増」</u>

＜共同通信　2022年12月19日＞　https://www.47news.jp/news/8712124.html

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は20日、東京電力福島第1原発事故の賠償基準「中間指針」を見直して対象を拡大し、金額や具体的な算定方法などを決める。賠償額は数千億円規模で増えるとみられ、既に10兆円超を賠償した東電の支払いはさらに膨らむ。国が賠償のため東電に用意した無利子の貸付枠も上限が迫る。

見直しは2013年12月以来。居住制限区域、避難指示解除準備区域などのふるさと（生活基盤）の「変容」や、事故直後の過酷な避難などに、新たに賠償を認める。関係者によると、従来の基準での支払額や、議論の内容を基にすると、賠償額は5千億円前後増える可能性があるという。

・<u>フランス新型原発、また稼働延期　24年半ばに、12年の遅れ</u>

＜共同通信　2022年12月17日＞　https://www.47news.jp/news/8704600.html

フランス電力（EDF）は16日、北西部フラマンビル原発に建設中の新型炉、欧州加圧水型炉（EPR）について、追加の作業が必要となり、運転開始に向けた燃料装填が23年4～6月期から24年1～3月期へ延期となると発表した。地元メディアによると、運転開始は24年半ばとなる見通しで、当初計画からは12年遅れとなる。

国内1号機となるこのEPRは12年に稼働する計画だったが、設計上の不備や工事の欠陥が相次ぎ発覚し、遅れを繰り返していた。建設費はこれまでの127億ユーロ（約1兆8400億円）から132億ユーロに増加する。当初の見込みは約33億ユーロだった。

****

[2] *<u>［特集］新型コロナウイルス感染症</u>*

[状況]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年12月20日版）

＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29926.html

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29919.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年12月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z4Nr12SNS3JX6_b1Y

◇<u>マスコミ報道</u>

・国内で新たに１５万８８０７人コロナ感染…東京都の直近１週間は２３％増

＜読売新聞　2022年12月17日＞ https://www.yomiuri.co.jp/national/20221217-OYT1T50174/

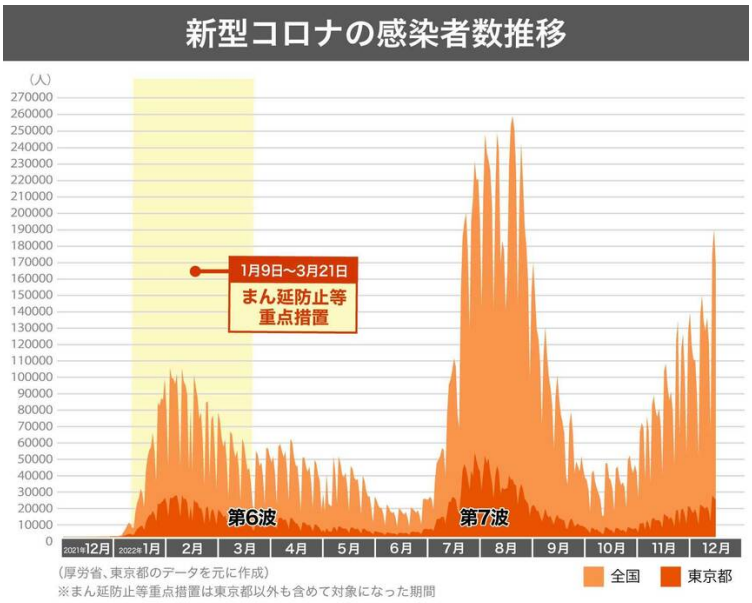

https://news.yahoo.co.jp/articles/bdc4d64ee13a287f8757f077d3b9247463ffbb4e/images/000

・感染爆発の中国、発表ゼロでも死者増加？　続く混乱、沈黙の党指導部
＜朝日新聞　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDK6GB8QDKUHBI00L.html
---

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_cfoxD5PwYjn7CBY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・<u>コロナとインフル同時検査キット、市販解禁の効果は　流通量に課題も</u>
＜朝日新聞　2022 年 12 月 19 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQDL40X9QD7UTFL00H.html

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの感染の有無を同時に検査できるキットについて、インターネットや薬局を通じた販売が解禁された。政府は発熱外来の受診者が減ることを期待するが、使用方法や検査精度、流通量にそれぞれ課題があり、どこまで効果があるかは見通せない。（米田悠一郎、神宮司実玲、枝松佑樹）

12 月上旬の夕方、大阪市西淀川区の福田診療所では、発熱外来の予約の電話が鳴り続けていた。受け付け開始直後に枠は埋まり、スタッフは「もういっぱいです」と説明に追われた。

この日、発熱外来を受診した 15 人中、コロナ陽性は 8 人。さらにインフルの患者も 10 月から確認された。新型インフルが世界的に大流行した 2009 年以来のことという。

厚生労働省の集計では、コロナとインフルが同時流行すれば、1 日あたりの患者数は最大 81 万人と想定される。政府は重症化リスクが低い若い人に対し、まずコロナの抗原検査キットで自主検査し、陽性なら自宅療養、陰性で受診を希望する場合もオンライン診療などを活用するよう呼びかける。発熱外来の受診者を減らそうという狙いだ。

ただ、福田診療所では、キットで陰性だった後に、受診に訪れる人が相次いでいるという。自主検査の結果が不安で再検査を求めたり、ほかの病気の診察を求めたりするためだ。

実際、キットで陰性だったが、診療所で改めて PCR 検査をしたところ、陽性とわかったケースも。自主検査が「偽陰性」だったとみられ、検体採取が正しくできていない可能性があるという。

福田弥一郎院長は「きちんと検査できている人の割合は少ないと感じる。同時検査キットが市販されても同様の事態が続くのではないか」とみる。「陰性だと勘違いしたまま学校や職場に行けば感染を広げることになり、結

果的に発熱外来が逼迫（ひっぱく）することにつながる」と懸念する。
　厚労省によると、同時検査キットの市販解禁の前から、偽陰性による治療の遅れや感染拡大のおそれは専門家から指摘があった。
重要なのはタイミング
　同時検査キットを使う上で注…

・ワクチン接種後死亡、体制に問題　「アドレナリン注射すべきだった」―愛知県医師会が検証結果
＜時事ドットコム　2022年12月17日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111701101&g=soc
　愛知県愛西市の集団接種会場で、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた女性が直後に死亡した問題で、県医師会の柵木充明会長らは１７日、名古屋市で記者会見し、検証結果を発表した。女性は重いアレルギー反応「アナフィラキシー」を発症した可能性が高いとし、「ちゅうちょすることなくアドレナリンの筋肉注射をすべきだった」と述べ、当時の体制に不備があったと指摘した。
　愛西市などによると、同市の主婦飯岡綾乃さん（４２）が５日午後、オミクロン株派生型「ＢＡ．５」対応のワクチンを接種。約５分後に息苦しさを訴え、意識を失い搬送先の病院で死亡した。死因は急性心不全だった。
　医師会は飯岡さんの死亡を受け、医師や学識経験者らによる医療安全対策委員会を開催。対応した医師らの聞き取り調査を進め、問題がなかったか検証していた。
　検証結果によると、飯岡さんは血が混じったたんを大量に吐くなど、肺の異常とみられる症状もあったが、ワクチン接種後に体調が急変したことから重篤な「アナフィラキシーショック」が起きた可能性が高いとした。
　その上で、会場で処置に当たった医師らの対応について、「看護師が女性の体調変化に気付いた時点でアドレナリンの筋肉注射をすべきだった」と指摘。医療スタッフの協力体制にも問題があったとし、「アナフィラキシーを常に疑い、迅速にアドレナリンを投与できるよう確認する必要があった」とした。
　飯岡さんの夫英治さん（４５）は１７日、愛西市で記者会見し、「妻がどうして亡くなったのか何一つ解明されていない」と述べ、第三者による調査を求めた。

・健康な子の死亡、後絶たず　オミクロン株流行で―識者「ワクチン、正しい情報を」・新型コロナ
＜時事ドットコム　2022年12月18日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2022121700311&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
　新型コロナウイルスのオミクロン株流行に伴い、健康な子が感染して亡くなる例が後を絶たない。死亡幼児らの半数に基礎疾患がないとの調査結果もあり、専門家は保護者らにワクチン接種に関する正しい情報を得た上での判断を求めている。
　国立感染症研究所などによると、同株流行前の昨年末時点では、亡くなった２０歳未満の感染者は累計３人だった。しかし、同株流行による感染者総数の増加に伴い、今年１～８月では４１人に急増した。
　このうち詳細に調査できた２９人を分析すると、１４人には中枢神経疾患や先天性心疾患などがあった一方、残る１５人は基礎疾患がなかった。
　１５人の内訳は０歳４人、１～４歳２人、５歳以上９人で、医療機関到着時の症状は発熱や意識障害などが目立ち、６割超が発症後１週間未満で亡くなっていた。死亡に至る主な経緯は、多くの例で中枢神経系や循環器系の異常が疑われたが、呼吸器系異常はなかった。
　厚生労働省によると１０月下旬以降、２０歳未満の新規感染者数は増加傾向が続いており、今月１３日までの１週間では約２５万７０００人で、感染者全体の３割近くを占めた。同時流行が懸念されるインフルエンザは、同１１日までの１週間で１２３８人報告され、昨年同時期の約３５倍に上った。
　聖マリアンナ医科大（川崎市）の勝田友博准教授（小児感染症）は、子どもを新型コロナから守る方法としてはワクチンが最有力と話す。「保護者は『何となく不安だから打たせない』のではなく、感染予防効果や副反応を正しく知った上で接種を受けさせるか判断してほしい」と訴える。
　今冬はインフルエンザ流行も懸念され、勝田氏は「幼児らがかかると脳症の危険もあり、ワクチンをしっかり

打つべきだ」と強調。「発熱などで体調が悪かったら幼稚園や学校を積極的に休ませる勇気を持ってほしい」と話している。

◇大学等関係

・コロナ急増で新たな抗議　医学生ら「感染対策を」―中国

＜時事ドットコム　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022121800217&g=int

新型コロナウイルスの感染が急拡大している中国で、新たな抗議活動が広がり始めた。感染を徹底的に封じ込める「ゼロコロナ」政策に若者らが不満をぶつけ、政府が事実上の「ウィズコロナ」に急転換したばかり。今度は医学生らが「適切な感染対策を」と要求を突き付け、若年層が習近平政権を揺さぶる構図が続いている。

香港紙サウスチャイナ・モーニング・ポスト（電子版）によると、江蘇省南京市内の病院前で１２日夜、学生約１００人が抗議活動を行ったほか、各地で似た事態が発生。医学生らは１カ月当たり最大１０００元（約２万円）という極めて低い報酬で医療の現場に駆り出されているという。医学生らは、医師と同等の報酬や冬季休暇時の帰郷のほか、適切な院内感染対策を講じるよう訴えている。

１４日には四川省成都市の大学病院で医学生が急死し、動揺が拡大。病院側は心臓疾患による死亡だと説明したが、インターネット上では「発熱があったにもかかわらず働かされていた」との情報が飛び交い、真相究明を求める声が上がる。

こうした背景には、医療従事者の感染と患者急増による医療体制の逼迫（ひっぱく）があるとみられる。北京の救急センター関係者は中国メディアに対し、「救急車の要請件数は高止まりしている」と説明。「発熱程度の症状であれば、インターネット診察も活用してほしい」と呼び掛けた。

習指導部は１５～１６日の重要会議で「新たな段階の感染対策をきちんと実行せよ」と指示。ゼロコロナ政策に回帰することなく、医療崩壊を食い止めながら混乱を乗り切る方針を示した。

各地の病院や学校では、医学生らの要求を一部受け入れる動きが出ていると伝えられる。当局は若者らの不満が一斉に爆発しないよう、細心の注意を払っているもようだ。

◇米コロナ対策トップのファウチ氏　パンデミック終息論は「全く違う」

＜朝日新聞　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDL2PS5QDJUHBI00H.html

米政府の新型コロナウイルス感染対策を指揮してきた大統領首席医療顧問のアンソニー・ファウチ博士（81）がオンラインで朝日新聞のインタビューに応じた。米国などでパンデミック（世界的大流行）が終わったとの見方が広がっていることについて、「全く違う」と語り、ワクチンを追加接種することの大切さを訴えた。

米国では「ウィズコロナ」が定着し、旅行や大人数での会食をする人が増えているが、ファウチ氏は、1 日あたり数百人にのぼる米国の死者数は「許容できるレベルではない」と強調し、楽観論を戒めた。

また、米国内でマスク着用やワクチン接種義務化に反対する人たちから厳しい批判を浴びてきた経験から、日本の感染症研究者に対して、「特に若い科学者が、公衆衛生などの分野に関わり続けてくれることを期待している」とエールを送った。コロナのような感染症対策の世界的な取り組みで、日本が果たす役割にも期待感を示した。

ファウチ氏は米国立保健研究所（NIH）のアレルギー・感染症研究所（NIAID）の所長を 38 年間務め、レーガン政権から 7 代の大統領に助言する立場を続けてきた。バイデン政権では大統領首席医療顧問となったが、今月で要職を辞任することを表明している。

****

[3] PFOS を「指定物質」に　漏出時に報告義務、米軍基地は対象外

＜朝日新聞　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDN5QFDQDMULBH001.html

政府は 20 日、各地の米軍基地周辺などで検出が続く有機フッ素化合物「PFOS」や、似た構造の「PFOA」など 4 種類の物質について、水質汚濁防止法に基づき「指定物質」に追加した。指定されると事故などで漏出した場合、応急措置や都道府県知事への報告などが義務づけられる。米軍基地は法律の対象外だという。

PFOS は、泡消火剤などに含まれているが自然界ではほぼ分解されない特性を持ち、発がん性が疑われている。国内では 2018 年度から輸入や製造、使用を原則禁止しているが、環境省によると PFOS を含む泡消火剤は国内の消防や自衛隊の基地、空港などに約 340 万リットルある。

****

[4] 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（原子力規制委員会告示第５号）

［官報］ 令和４年12月20日 本紙 第882号 ６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221220/20221220h00882/20221220h008820006f.html

○原子力規制委員会告示第５号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第二号の規定に基づき、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示を次のように定める。

令和４年12月20日　　原子力規制委員会委員長　　山中　伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。

一　医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に備えられた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一機械器具の項第十号に掲げる放射性物質診療用器具のうち、よう素百二十五又は金百九十八を装備しているものであって人の疾病の治療に使用することを目的として人体内から再び取り出す意図をもたず大体内に挿入されたもの及びこれらに係る医療用放射性汚染物（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十一第一項に規定する医療用放射性汚染物をいう。以下同じ。）

二　病院等に備えられた医療法施行規則第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素（以下この条において「診療用放射性同位元素等」という。）並びにこれらに係る医療用放射性汚染物

三　病院等の管理者が医療法施行規則第三十条の十四の二第一項の規定により厚生労働省令で指定する者（以下「医療用放射性汚染物廃棄指定委託事業者］という。）に前二号に掲げる医療用放射性汚染物の廃棄を委託した場合の当該医療用放射性汚染物

四　許可届出使用者又は届出販売業者が病院等に診療用放射性同位元素等（いずれも医療法施行規則第二十四条第八号八に掲げるものに限る。）を譲り渡す場合において当該病院等が取得する診療用放射性同位元素

第二条　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。

一　臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項に規定する衛生検査所（以下［衛生検査所］という。）に備えられた臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの（以下「検体検査用放射性汚染物」という。）

二　衛生検査所の管理者が臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第二項の規定により医療用放射性汚染物廃棄指定委託事業者に検体検査用放射性汚染物の廃棄を委託した場合の当該検体検査用放射性汚染物

第三条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。

一　医薬品医療機器等法第四条第一項の薬局開設の許可を受けた者、同法第十二条第一項若しくは第二十三条の二第一項の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の製造業の許可を受けた者、同法第二十三条の二の三第一項の製造業の登録を受けた者又は同法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者（以下「薬局開設者等」という。）が放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）に定めるところにより取り扱う同令第一条第一号に規定する放射性医薬品又はその原料若しくは材料及びこれらによって汚染されたもの（以下「放射性医薬品等汚染物」という。）

二　薬局開設者等が放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項（同令第十五条第一項から第三項までにお

いて準用する場合を含む。)の規定により厚生労働省令で指定する者に放射性医薬品等汚染物の廃棄を委託した場合の当該放射性医薬品等汚染物

第四条　獣医療法（平成四年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるものとして原子力規制委員会が農林水産大臣と協議して指定するものは、次に掲げるものとする。

一　獣医療法第二条第二項に規定する診療施設（以下「診療施設」という。）に備えられた獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第十一号に規定する診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素並びにこれらに係る獣医療用放射性汚染物（同令第六条の十第一項に規定する獣医療用放射性汚染物をいう。）

二　診療施設の管理者が獣医療法施行規則第十条の二第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者に前号に掲げる獣医療用放射性汚染物の廃棄を委託した場合の当該獣医療用放射性汚染物

附　則

1　この告示は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百四十九号）の施行の日から施行する。

2　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十六号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第百四十号）は、廃止する。

3　この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

****

[5] 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 205 号）

［官報］　令和4年12月19日　本紙　第881号　7～8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221219/20221219h00881/20221219h008810007f.html

○経済産業省告示第 205 号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 4 年 12 月 19 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
一～十　　［略］	一～十　　［略］
十一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の五第一項の規定により承認された膀胱結石破砕用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器であって、爆薬の量が 0.012 グラム以下のもの	十一　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定により承認された膀胱結石破砕用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器であって、爆薬の量が 0.012 グラム以下のもの
十二～二十九　　［略］	十二～二十九　　［略］
三十　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの	三十　薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの
イ～ホ　　［略］	イ～ホ　　［略］

三十一～三十七　　［略］ 三十八　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であって、次の要件を満たすもの イ　火薬の量が次のいずれかに該当するものであること。 ⑴　点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。⑵において同じ。）の量が 0.12 グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。個において同じ。）の量が 1.94 グラム以下であること。 ⑵　点火薬の量が 0.12 グラムを超え 0.252 グラム以下であり、かつ、ガス発生剤の量が 0.900 グラム以下であること。 ⑶　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が 0.252 グラム以下であること。 ［削る］ ロ～ト　［略］ 三十九～四十一　［略］ 四十二　年少者用補助乗車装置（道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第七条に規定する年少者用補助乗車装置をいう。以下この号において同じ。）に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。以下この号において同じ。）であって、次の要件を満たすもの イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が 0.54 グラム以下であること。 ロ　電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。 ハ　外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ホ　未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる年少者用補助乗車装置及び当該装置に附属する取扱説明書に表示又は記載する場合は、この限りでない。	三十一～三十七　　［略］ 三十八　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であって、次の要件を満たすもの イ　点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が 0.12 グラム以下であること。 ロ　ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が 1.94 グラム以下であること。 ハ～チ　　［略］ 三十九～四十一　　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

****

[6] 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」 の閣議決定について

＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00964.html

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは

生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」を指定物質として規定しており、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）において、現在56物質が指定物質として定められています。この指定物質の見直しについて、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において審議が行われ、アニリン等の４物質を指定物質に指定することが適当とされました。これを踏まえ、指定物質の見直しに伴う水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が、本日閣議決定されました。

本改正により、令第３条の３において定める指定物質にアニリン、ペルフルオロオクタン酸（以下「ＰＦＯＡ」という。）及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「ＰＦＯＳ」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の４物質が追加されますのでお知らせします。

経緯

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成23年２月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準や要監視項目等に設定された物質が指定対象とされました。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成25年３月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成25年３月にアニリンが、令和２年５月にＰＦＯＡ及びＰＦＯＳがそれぞれ要監視項目に追加されました。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和４年９月15日）における審議の結果、ＰＦＯＳ等の４物質を指定物質として指定することが適当とされました。これを踏まえ、指定物質の見直しに伴う令の改正を行うものです。

政令改正の概要

水質汚濁防止法に基づき、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。今回の政令改正により、以下の物質が指定物質として追加されます。

・アニリン
・ペルフルオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩
・ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びその塩
・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

今後の予定

施行：令和５年２月１日（水）

添付資料

別添１　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（条文・理由）
https://www.env.go.jp/content/000095507.pdf

別添２　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（要綱）
https://www.env.go.jp/content/000095509.pdf

別添３　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（新旧対照条文）
https://www.env.go.jp/content/000095510.pdf

別添４　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（参照条文）
https://www.env.go.jp/content/000095511.pdf

****

[7] ***健康安全***

◇「加熱式たばこの健康リスクが軽視されている」　研究者が警鐘鳴らす影響とは

＜京都新聞　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/941888

タバコの葉を原料とする「加熱式たばこ」を使っているのは日本人の１０人に１人を占める。依存性が強いニコチンなどの有害物質が含まれ、健康への影響が懸念される。妊娠中の女性が吸うと生まれてくる赤ちゃんに低体重やアレルギーのリスクが高まるとの報告も出てきた。大阪国際がんセンターの田淵貴大医師は「新しいもの好きな日本人がたばこ会社の宣伝に乗せられている」と指摘。「周囲への配慮に加え、・・・

****

[8] *医薬品等*

◇薬剤師の常駐義務を緩和、ロキソニンなどオンライン面談で販売可に…政府方針

＜読売新聞　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20221218-OYT1T50174/

政府は、副作用リスクの高い一般用医薬品の販売について、店舗における薬剤師の常駐義務を緩和する方針を固めた。テレビ電話やオンライン会議で薬剤師が面談することで販売を認める。都市部に偏在する薬剤師が遠隔で対応できれば、薬剤師不足に直面する地方などでも幅広い薬を購入できるようになる。

政府が月内に開くデジタル臨時行政調査会で方針を決め、２０２４年６月までに、薬剤師の常駐を義務づけている厚生労働省令を見直す方針だ。都市部の利用者にとっても、薬剤師不在の時間帯でも購入できる利点がある。厚労省は過剰購入などを防ぐため、今後、在庫管理のあり方などを検討する。

想定する薬は、市販薬と呼ばれる一般用医薬品のうち第１類だ。解熱鎮痛薬「ロキソニンＳ」や胃腸薬「ガスター１０」（いずれも第一三共ヘルスケア）などがある。かぜ薬などの第２類、ビタミン剤などの第３類に比べ、副作用のリスクが高く安全性において特に注意を要する。薬剤師による対面対応を義務づけている。

現行制度では、薬局やドラッグストアでも、第１類の場合、薬剤師の不在時には販売していない。店舗では商品棚を覆うなどして来店客が手に取れないようにしている。薬剤師がいない店舗では、そもそも第１類の品ぞろえがない。

しかし、薬剤師の数は、全国的には増加傾向で約３２万人いるものの、地域的な偏在が指摘されている。厚労白書によると、２０年時点で、都道府県別の人口１０万人あたりの薬剤師数は、７割以上の道府県が全国平均を下回った。平均を上回るのは、東京や大阪、福岡など１０都府県程度にとどまる。

オンライン面談で販売が可能になれば、大都市の薬剤師が、地方の購入希望者に対応できるようになる。

副作用考慮、販売管理適切に

薬剤師の常駐規制の緩和は、デジタル時代の新たなあり方だ。地方の課題の解決にもつながり、働き方改革とあいまって、地方に移住するハードルを下げる一つの要素になるだろう。

薬は世代を問わず、多くの人が利用する。一般用医薬品の市場規模は２０２０年時点で１兆円規模とも言われる。大半は第２類や第３類といった医薬品で、第１類の市場規模はまだ小さい。有効活用は、高齢化で増大する社会保障費を抑制する一つの対策にもなる。薬剤師の常駐規制が緩和されれば、より多くの人が使いやすくなる。

もっとも、第１類は、副作用のリスクが高いからこそ、販売する薬局などに薬剤師の常駐を求めていた。オンラインに移行しても、適切な販売や、店舗在庫の厳格な管理は欠かせない。規制緩和の恩恵を広げるには、こうした課題についてしっかりと「処方箋」を示す必要がある。

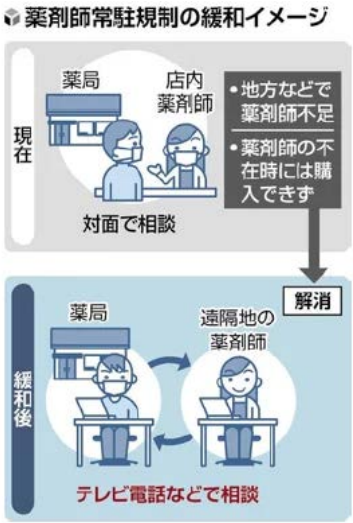

****

[9] *農薬*

◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法

＜厚生労働省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d5N7x3SdW2JH--HlY

食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の第１食品の部 A 食品一般の成分規格の６の(1)

の表の第１欄、７の(1)の表の第 1 欄及び９の(1)の表の第１欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法 （同表第３欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。）について、次のとおり定める。

1. 第１章総則
2. 第２章一斉試験法
3. 第３章個別試験法

※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成１７年１月２４日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添

****

[10] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（中国産くわい、その加工品）

＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29846.html

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産くわい（学名：Sagittaria trifolia）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	パクロブトラゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産くわいからパクロブトラゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

パクロブトラゾールについて

１．農薬（植物成長調整剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg 当たり 0.02 mg/日であり、急性参照用量（人が 24 時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は体重１kg 当たり 0.3 mg です。

３．現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、パクロブトラゾールが 0.03 ppm 残留したくわいを毎日 40 kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に 600 kg 摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

****

[11] ***廃棄物関係***

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づく再商品化計画の認定について

＜環境省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00968.html

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和４年４月１日から施行されました。同法第 33 条に基づき、市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるとしています。

(2) この度、愛知県安城市・神奈川県横須賀市から環境大臣・経済産業大臣宛てに再商品化計画認定の申請があり、審査の結果、令和４年 12 月 19 日付けで認定しましたのでお知らせします。

◇救える「命」と生かせる「商品」の架け橋に 「PET LIFE SUPPORT プロジェクト」 試験運用の開始について

＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00992.html

１． 環境省と一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会および一般社団法人ペットフード協会が協力して行う「PET LIFE SUPPORT プロジェクト」では、ペットフードの「フードロス」削減と動物保護施設等へのサポートを両立させる試みを、神奈川県において試験的に開始します。

２． 将来的にこの試みを全国展開することを目指し、令和４年 12 月 20 日（火）より神奈川県内の５つの自治

体を対象に試験的な運用が開始されます。

■ 詳細情報

（1） 趣旨

ペットフードの関係業界では品質保持等のために、従来からペットフードの供 給状況を管理しており、賞味期限が近付いた商品を店頭から回収等し、これを廃 棄することで、一定量の「フードロス」が生じていました。今回、一般社団法人ペットフード・用品卸商協会と一般社団法人ペットフード 協会が立ち上げた「PET LIFE SUPPORT プロジェクト」では、このフードロスを極 力削減し、廃棄せず有効に利用するために、賞味期限が近くなったペットフード について､必要に応じて､自治体等が運営する動物保護施設等に無償で提供しま す｡SDGs で大きなテーマとして掲げられている「フードロス」の削減と保護動物 の「命」をつなぐ活動をサポートすることで、動物愛護管理にも貢献することを 目的としています。

（2） プロジェクトの概要

一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会と一般社団法人ペットフート協 会が立ち上げた「PET LIFE SUPPORT プロジェクト」では、参加するペットフード やペット用品のメーカー各社より、賞味期限が近くなったペットフードやペット 用品などの商品情報を集積・管理し、その情報を登録された動物保護団体等へ提 供します。動物保護団体から注文があれば、その商品がメーカーから発送され、 無償で提供される仕組みとなっています。これにより、メーカー側はフードロス の発生を削減でき、その廃棄にかかっていたコストを抑えることが出来る一方、 動物飼養施設は必要な物品の無償提供が受けられるため、提供側と受け手側のニ ーズのミスマッチが起こりにくくなります。商品の配送は、ヤマト運輸が各メー カーの拠点から動物保護施設に直送します。 さらに、クレディセゾンの協力により、クレディセゾンの会員がポイントやカ ードにより子猫用ミルク等を購入し動物飼養施設へ寄附することも可能としてお り､ペットフード以外の動物飼養施設でのニーズも踏まえた内容としています。 今回はまず、神奈川県の５自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横 須賀市）の動物飼養施設を対象に、神奈川県の横浜市･横浜市戸塚区･川崎市･ 相模原市･横須賀市の５拠点で試験運用を開始し、運用上の問題点の洗い出しな どを行いつつ、近い将来の全国規模での展開を目指します。

（3） 主催／協力団体等

主催：一般社団法人全国区ペットフード・用品卸商協会・一般社団法人ペットフード協会

協力：環境省

（4） プロジェクトサイト HP

https://petlifesupport.com/

****

[12] ***温暖化対策関係***

◇排出量取引制度、適用拡大へ　暖房、自動車燃料は２７年―ＥＵ合意

＜時事ドットコム　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022121900151&g=int

欧州連合（ＥＵ）加盟国と欧州議会は１８日、二酸化炭素（ＣＯ２）などの温室効果ガス排出量を２０５０年までに実質ゼロとする目標達成に向け、「排出量取引制度」の適用範囲を拡大することで合意した。海上輸送を新たに加え、建物の暖房と自動車燃料については、現行とは別の取引枠組みを２７年に新設する。

ＥＵでは、気候変動対策の一環として域内企業に温室効果ガス排出量の上限を定めており、超過した場合に同制度を通じ、排出量の少ない企業から排出枠を購入することを義務付けている。

◇温室効果ガス排出削減等指針に係る基礎的な技術情報（ファクトリスト）への Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）について

＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00958.html

環境省では、地球温暖化対策推進法の基本理念である"2050年までの脱炭素社会の実現"に向けて、2030年度の温室効果ガス排出削減目標（2013年度比46%削減）の達成にも資するよう、温室効果ガス排出削減等指針（以下「指針」という。）においてより先進的な対策（利用可能な最高水準の機器・設備等）も対象にしていくことを念頭に、関連する基礎的な技術情報等のファクト（先進的な対策リスト、各対策の性能水準・コスト等）の収集・整理を実施しているところです。

本検討の一環として、有識者から構成される「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」を設置し、当該委員会での議論を踏まえて、先進的な対策や各対策の性能水準・コスト等について取りまとめ、その結果を基礎的な技術情報（ファクトリスト）等として公表しています。

今回、基礎的な技術情報（ファクトリスト）へのCall for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）を実施し、更なる情報収集を行います。期間は令和４年12月20日（火）より令和５年１月24日（火）までです。

■背景

平成20年６月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は、温室効果ガスの排出抑制に資するような設備の選択や使用を行うよう努めることとされ（第23条）、また、国民が日常生活で利用する製品やサービスについて、できるだけ温室効果ガスの排出の量が少ないものの製造・提供を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量について、情報提供を行うよう努めることとされています（第24条）。

主務大臣は、事業者がこうした努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、必要な指針を策定することとされています（第25条）。

このため、これまで、指針に関する考え方や技術的な側面について助言を得るための場として、環境省は、委託事業の形で「温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会」を設置し、指針に記載すべき措置等について検討してきました。

そして、令和３年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられ、「温室効果ガス排出抑制等指針」は「温室効果ガス排出削減等指針」へと改められました。

これに伴い、環境省では、指針の拡充に向けた検討として、基礎的な技術情報等のファクトの発信を行うに当たり、「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」を設置し、ファクトの収集・整理の在り方について検討しているところです。

■指針の拡充に向けた基礎的な技術情報（ファクトリスト）の内容

公表した指針の拡充に向けた基礎的な技術情報（ファクトリスト）は、有識者から構成される「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」での議論を踏まえて、事業活動（横断・業種個別）及び日常生活の領域について、先進的な対策リスト、各対策の性能水準・コスト等の情報を網羅的に整理して一覧表としています。

■Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）の趣旨

今回、特に国民に開かれた形で、客観的根拠に基づく更なる検証等を行うため、国民各位、専門家、事業者、NGO等の皆様に、基礎的な技術情報（ファクトリスト）の内容を踏まえた質問票に沿った形で、根拠に基づく積極的な情報提供を照会するものです。

このリストについては、引き続き技術情報等の収集・整理を継続し、適宜更新する予定です。こうした取組を通じてファクトリスト等の充実を図りながら、事業者の技術導入・技術開発等に活用してもらうことで、脱炭素社会への取組を加速させたいと考えています。

■情報提供の受付期間

令和４年12月20日（火）～令和５年１月24日（火）

■情報提供の提出方法

基礎的な技術情報（ファクトリスト）に対する情報提供は、以下の「基礎的な技術情報（ファクトリスト）へのCall for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）」入力フォーム（質問票）から提出してください。

【入力フォーム】：https://www.mri.co.jp/ghg-guideline-fact/

◇J-クレジット制度を活用し、カーボンニュートラルに向けて対象となる取組を拡充します

＜経済産業省　2022 年 12 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221219001/20221219001.html?from=mj

****

[13] ***環境安全関係***

◇伊勢湾・大阪湾における底層溶存酸素量に係る 水質環境基準の水域類型の指定について

＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00963.html

伊勢湾及び大阪湾において、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行うため、関係する告示を改正します。

底層溶存酸素量は、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生息・再生産にとって特に重要な要素の一つです。

国による類型指定

環境基本法(平成５年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。そのうち、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成５年政令第371号）に定められた複数の都道府県の区域にわたる水域については、国が類型指定を行っています。

改正の概要

底層溶存酸素量については、平成28年３月、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、維持することが望ましい環境上の条件として、生活環境の保全に関する環境基準として設定されました。

その後、公共用水域（河川、湖沼及び海域）毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型に係る検討が随時行われています。

今般、国が直接類型指定を行う水域のうち伊勢湾と大阪湾について、令和４年10月17日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされたことを踏まえ、以下の関連告示の改正を行い、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行いました。詳細は、添付資料のとおりです。

（改正対象の告示）

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成21年３月環境省告示第15号）

施行期日

令和４年12月20日（火）

添付資料

別紙　伊勢湾･大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定に ついて(告示改正の概要)
https://www.env.go.jp/content/000093207.pdf

・<u>海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（環境省告示第 93 号）</u>

［官報］ 令和 4 年 12 月 20 日　号外　第 272 号　12～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221220/20221220g00272/20221220g002720012f.html

〇環境省告示第 93 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 4 年 12 月 20 日　　環境大臣　　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重に線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後

別表第２（告示別表２の２の工関係）

政令別表の二に掲げる水域	水域	該当類型	指定日
１　（略）			

２　愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾）	伊勢湾(全域。ただし名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除く。)(別記 10 の水域)	生物１	令和４年 12 月 20 日
	名古屋港 (別記 11 の水域)	生物２	令和４年 12 月 20 日
	伊勢湾央部 (別記 12 の水域)	生物３	令和４年 12 月 20 日
３　和歌山市田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆埼から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾奥部 (別記 13 の水域)	生物３	令和４年 12 月 20 日

（注）　ー省略ー

****

[14] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和５年度　厚生労働科学研究費補助金公募要項（1 次）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 20 日＞　　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_cSx-iVnTMppnmBY

◇パブリック・コメント（意見公募手続）の実施ー「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップ策定方針について（案)」

＜文部科学省　2022 年 12 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zbJ

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度「デジタル技術を活用した脱炭素型資源循環ビジネスの効果実証事業(デジタル技術活用効果実証)」の再公募の採択結果について

＜環境省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00959.html

---

◇「留学生就職促進教育プログラム認定制度」の審査結果について（令和４年 11 月）

＜文部科学省　2022 年 12 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zb0

[調査結果]

◇消防団の組織概要等に関する調査（令和４年度）の結果

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 20 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221220_chibou_01.pdf

****

[15] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 2018 号）

［官報］　令和４年 12 月 19 日　本紙　第 881 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221219/20221219h00881/20221219h008810005f.html

---

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 2040～2059 号）

［官報］　令和４年 12 月 20 日　号外　第 272 号　1～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221220/20221220g00272/20221220g002720001f.html

---

◇ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件の一部を改正する件（経済産業省告示第 206 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 19 日　本紙　第 881 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221220/20221220h00882/20221220h008820005f.html

○経済産業省告示第 206 号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第言気第七十八条第一項第言気第三号及び第二項第言気第百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第百四十四条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正し、令和四年十二月二十日から施行する。

令和 4 年 12 月 20 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第百四十四条第一項第一号及び第三号の規定によるガスの熱量及び燃焼性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　熱量にあつては、次の方法によること。 イ　日本産業規格Ｋ二三〇一　（二〇二二） 「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」 ロ　［略］ 二　燃焼性にあつては、燃焼速度及びウォッベ指数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウォッベ指数については、規則第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、及び第二項第一号、第百二十六条第一項第一号並びに第百四十四条第一項第一号により測定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。 イ　燃焼速度にあつては、日本産業規格Ｋ二三〇一（二〇二二）「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有率を測定し、次の式により算出するものとする。 ［略］ ロ　ウォッベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本産業規格Ｋ二三〇一（二〇二二）「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。	ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第百四十四条第一項第一号及び第三号の規定によるガスの熱量及び燃焼性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　熱量にあつては、次の方法によること。 イ　日本産業規格Ｋ二三〇一　（二〇二一） 「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」 ロ　［略］ 二　燃焼性にあつては、燃焼速度及びウォッベ指数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウォッベ指数については、規則第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、及び第二項第第一号、百二十六条第一項第一号並びに第百四十四条第一項第一号により測定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。 イ　燃焼速度にあつては、日本産業規格Ｋ二三〇一（二〇二一）「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有率を測定し、次の式により算出するものとする。 ［略］ ロ　ウォッベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本産業規格Ｋ二三〇一（二〇二一）「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。

［略］	［略］
備考　表中の[　]は注記である。	

◇日本産業規格（経済産業省）

［官報］　令和４年12月20日　号外　第272号　13頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221220/20221220g00272/20221220g002720013f.html

---

◇ふるさと納税を活用した自治体・学校法人の取組事例集の公表について

＜文部科学省　2022年12月19日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zbQ

****

[16] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第２回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の開催について　１月10日

＜厚生労働省　2022年12月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=JcEplSbPCTAVqbC3Y

毒物、劇物等による危害の防止に関する事項を調査審議する。

（１）劇物の指定について

・（９Ｚ）－オクタデカー９－エン－１－アミン（CAS No.：112-90-3）

（ただし、（９Ｚ）－オクタデカー９－エン－１－アミン10%以下を含有するものを除く。）

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（オンライン会議）の開催について　　12月26日

＜厚生労働省　2022年12月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S69H-0ihZ157x9HZY

（１）審議事項

清涼飲料水の規格基準の改正について

（２）その他（報告事項）

食品中の鉛について

・薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会食品規格部会）　　12月26日

＜厚生労働省　2022年12月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Sa1F-UqjZVx5xdDbY

（１）審議事項

清涼飲料水の規格基準の改正について

(2) その他(報告事項)

食品中の鉛について

・第10回医薬品等行政評価・監視委員会を開催します　　12月27日

＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29790.html

・医薬品等行政評価・監視委員会の意見に係る実施状況の報告について

・委員の求めに応じた個別事項への対応について

・医薬品等行政評価・監視委員会における海外調査について

・医薬・生活衛生局からの定期報告について

・その他

・気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会の設置と第一回開催について

12 月 22 日

＜環境省　2022年12月20日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00980.html

＜文部科学省　2022年12月20日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnAadaibb1XqvbJ

（１）懇談会の趣旨について

（２）関係省庁の取組について

（３）意見交換

・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第７回）の開催について【オンライン会議】

12月26日

＜文部科学省　2022 年 12 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zbK
1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他
・薬学実務実習に関する連絡会議（第 14 回）の開催について　　12 月 27 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 20 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnAadaibb1XqvbP
1. 薬学実務実習の現状等について
2. 薬学実務実習に関するガイドラインについて
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年度第19回医薬品等安全対策部会安全対策調査会 議事録　　11月22日
＜厚生労働省　2022年12月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29924.html
・中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会の取りまとめの公表について
＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00928.html
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 13 回）議事録　　10 月 26 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zbL
1. 原子力人材、原子力イノベーションを取り巻く最近の状況について
2. 我が国の試験研究炉の今後の取組の方向性について
3. その他
・原子力損害賠償紛争審査会（第 63 回）　配付資料　　12 月 20 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 20 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnAadaibb1XqvbN
（審 63）資料 1 中間指針 第五次追補（案）他 5 点
・質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（第 1 回）配布資料
12 月 20 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn8adagmof38zbM
（1）調査研究会の運営について
（2）質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等の現状
（3）委員からの発表
（4）その他
****

[17] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***
・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、埼玉県深谷市）
＜環境省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00017.html
・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、千葉県館山市）
＜環境省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00073.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、北海道浜頓別町）
＜環境省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00072.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、北海道浜頓別町（野鳥国内 119 例目））
＜環境省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00074.html
・広島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221219_6.html
・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221219_5.html

・福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221219.html
・千葉県香取市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 18 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221220_5.html
・香川県観音寺市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 3 例目、14 例目及び 15 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221220_4.html
・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221220_3.html
・広島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内36例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年12月20日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221220.html
・沖縄県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内37例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年12月20日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221220_2.html
---

◇*その他*

・**学術会議会員任命で首相の拒否明確化　政府方針を文言で強調、反発必至か**
＜共同通信　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.47news.jp/news/8712636.html
日本学術会議の組織形態見直しを巡る政府方針に、会員の実質的な任命権限が首相にあることを強調する文言が、首相官邸の意向で最終的に盛り込まれたことが 19 日、関係者への取材で分かった。首相による任命拒否が可能なことを明確にする意図があるとみられ、方針への対応を決める 21 日の学術会議総会で反発も出そうだ。
該当部分は「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」との文言で、6 日公表の政府方針に記載。方針は他に、会員の選考や任命に関して第三者の関与で透明性を高めるなどとし、政府はこれを踏まえた関連法の改正案を来年の通常国会に提出する構え。

・**大学生の生活保護「慎重な検討を」　認めない方針継続　厚労省審議会**
＜朝日新聞 2022 年 12 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDN5HWKQDNUTFL00V.html
生活保護の見直しを検討してきた厚生労働省の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会は 20 日、「中間まとめ」を公表した。約 60 年前から続く、生活保護を受けながら大学に進学することを認めないルールの変更は「慎重に検討する必要がある」として、見送られることになった。
現在の国のルールでは、生活保護を利用しながら大学や短大などに通うことを原則認めていない。旧厚生省が 1963 年に出した通知が根拠になっている。
週 7 日バイト、体重 36 キロに　貧困の女子大学生、生活保護は対象外
だが、このルールをめぐっては日本弁護士連合会などが繰り返し見直しを要請。一般世帯の大学などの進学率は 8 割なのに対し、保護世帯の出身では 4 割と、「貧困の連鎖」の一因とも指摘されてきた。
今回の中間まとめでは、「生活に困窮する世帯の全ての子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて大学などへの進学について意欲を持ち、その希望ができるだけかなうよう支援することは重要」だとした。
その一方、一般世帯にも奨学金やアルバイトなどで学費・生活費を賄っている学生もいる▽仮に認めた場合に相当数の大学生が保護の対象となり得る▽新規高卒者は今日においても重要な労働力で、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉えて考えるべきだ――などの理由をあげ、大学生の生活保護の利用に関して「慎重に検討する必要がある」と結論づけた。
また、今後の支援のあり方については、「生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度などの教育に関する政策の中で幅広く検討すべき課題」とした。

・<u>工学系入試に「女子枠」　東工大も名大も「男性の価値観だけでは…」</u>

＜朝日新聞　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDH5HRTQCJUTIL017.html

女子学生の割合が少ない大学工学部で、入試に「女子枠」を設ける動きが広がっている。背景には、多様性の確保がなければ、研究や技術開発で後れを取るとの大学側の危機感や、産業界からの要請がある。国も理工系の女子学生確保に取り組む大学への支援を打ち出し、後押しする。

「同じような人間の集団では柔軟性、創造性が発揮されにくい」

東京工業大の益一哉学長は 11 月、2024 年度の入学者から総合型・学校推薦型選抜に「女子枠」を設ける意義をこう語った。

東工大の学部段階の女性比率は約 13%。女子高校生向け説明会などの取り組みもしてきたが、なかなか増えない。同大では先行して 24 年度に 58 人、25 年度からは 143 人の「女子枠」を設けることで、20%を超えると見込む。益学長は「日本の理工系分野はジェンダーバランスで世界に遅れすぎている。歯を食いしばってでも変えないといけない」。

文部科学省の 21 年度学校基本調査によると、工学系学部に所属する女子学生は約 6 万人。工学部生約 38 万人の 16%に満たず、学部別の女性比率は最も低い。世界的にみても低く、経済協力開発機構（OECD）によると、女性の大学入学者のうち理工系に進学した女性は 7%（19 年）で、OECD 諸国平均 15%を大幅に下回った。

イノベーション分野の研究では、多様性のあるチームの方が高い成果を上げることが知られている。

入試で女子枠を設ける例や、女子大が工学部を開設するなど、工学系に女子を呼び込む大学での動きが広がっています。記事後半ではその背景や、反応も紹介します。

********** 以上 **********